

スパーク五城目使用料

(単位：円)

区分				使用料の額 (1時間当たり)			
				午後5時まで	午後5時以降		
基本使用料	1面	アマチュアスポーツ及び文化的行事に使用する場合	児童・生徒 スポーツ少年団 中学生・高校生部活	町内	250	350	
				共同	400	600	
				町外	750	1,050	
			一般	町内	350	450	
		町外		1,050	1,350		
		その他催物に使用する場合	営利を目的としない催物である場合 ※基本料金の3倍	児童等	町内	750	1,050
				共同	1,200	1,800	
				町外	2,250	3,150	
	一般		町内	1,050	1,350		
			町外	3,150	4,050		
			興業・営利を目的とする催物である場合 ※基本料金の5倍	児童等	町内	1,250	1,750
	共同	2,000		3,000			
	町外	3,750		5,250			
	一般	町内	1,750	2,250			
町外		5,250	6,750				
2面	1面使用時の2倍とする						

※午後5時以前であっても照明を使用した時は、午後5時以降の料金となります。

※午後5時以降の料金は、照明代を含む料金です。

※共同とは、町内の人と町外の人が合同で行う事業として使用した場合。

~~※消費税は別途徴収する。~~ 削除 H30.6.1

(単位：円)

追加使用料	時間外使用料	基本使用料の50%
	暖房器具使用料	基本使用料の50%

《改正》H26.4.1 H27.4.1 H30.6.1